

AEFC 規約

第一章 総則

第1条【名称】

本クラブは、AEFC (AINAN EXPLOSION FISHING CLUB の略称) と称し、本会員で組織する。

第2条【目的】

本クラブは、主として磯釣りを目的とする趣味団体（親睦クラブ）である。

釣りに関する知識の普及、磯場での清掃等の環境保全に常に心がけると共に、会員相互及び友好クラブ間における情報交換、磯釣りをこよなく愛する釣り人との親睦を図ることを目的とする。

第3条【事務局】

本クラブは、会長が指定する場所に事務局を置く。

第二章 役員

第4条【役員】

本クラブには次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

第5条【役員を選任】

- (1) 会長は会員の選任による。
- (2) 副会長は会長の指名により選任される。
- (3) その他の役員は会員の中より選任し、会員の承認によって決定される。

第6条【役員の任期】

役員の前任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第三章 運営

第7条【運営】

- (1) 年間行事は役員のもと、会員の協力で企画立案し決定する。
- (2) 大会要綱はその都度、役員と会員で作成・決定する。

第四章 入会・会費等

第8条【入会資格】

- (1) 磯釣りを心から愛し、釣り技術の向上・マナーの向上を求める人。
- (2) 釣り経験者、またこれから磯釣りを始めようと思っている人。

- (3) 本クラブは親睦を目的のクラブですので、健康で、人間関係のトラブルに無縁であり、釣りを通して楽しい人間付き合いの出来る人。また本クラブは非営利団体でありますので、自分のことは自分である意思があり、努力の出来る人。
- (5) 規則の守れる人。

第9条【退会】

- (1) 退会は自由、ただし退会時の年会費は原則として返却できないものとする。
- (2) 会費を1年以上納めていない時は、脱会とみなすことができる。

第10条【会費】

- (1) 入会費は2,000円とする。
- (2) 年会費は12,000円とする。
- (3) 途中入会の場合も原則として年会費とする。
- (4) 会期は1月1日～12月31日までとする。
- (5) 会費は前年の12月1日～当年3月31日までに納入する。ただし、半年分ずつ分納することができる。その場合は9月30日までとする。
- (6) 途中入会の場合、入会費納入の翌日より会員とみなす。

第11条【会費の不返済】

既納の会費は、会員の退会においてもこれを返還しない。

第12条【会費の適用】

- (1) 本クラブ運営費に適用。
- (2) 大会開催の賞品代などの適用。
- (3) 支出の決定は役員の上承をもって行われることとする。

第五章 その他

第13条【事業年度】

本クラブの事業年度は1月1日～12月31日までとする。

第14条【免責】

本クラブの主催する大会における事故等に関しては、一切その責任は負いませんので、釣り場での安全・道中の交通安全には充分注意をして行動してください。

この規則は、平成19年12月2日より施行する。

AEFC 大会要綱

【定例会ルール】

1. 実施日：年6回程度開催
2. 表彰：グレの部（3匹総重量） 1位～3位（同重量の場合1匹の最長寸）
キーパーサイズは30cm以上とする。
一匹長寸 1位（ の入賞者以外）
他魚の部（長寸） 1位（ 、 の入賞者以外）
3. その他：その都度決定するかも。

【年間グランプリルール】

1. 実施日：一年間を通して
2. 審査対象：定例会の内、各自ベスト3の総重量とする。
3. 表彰：総合 1位～3位
グレ（一匹最長寸） 1位
プライベート可。ただし、確認者必要。写真あれば（写メOK）
釣行日に必ず役員へ連絡すること。
他魚の部（一匹最長寸） 1位
特別賞（例：グレ60cmオーバー）
4. 表彰式：当年の最終の定例会において表彰する。（グレ一匹最長寸は除く）